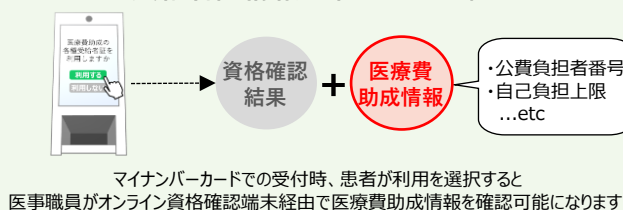


医療費助成の受給者証・診察券のマイナンバーカード一体化補助金の申請受付を開始します！

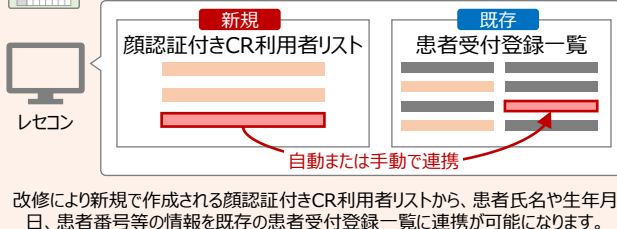
申請〆切 9月30日 お早めの申請を！

医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化には多くのメリットがあります

①医療保険の資格情報と一緒に医療費助成の受給者証情報も取り込み可能に！



②マイナ診察券で受付ができる！ (マイナンバーカード)



自治体



医療費助成情報をオンラインで医療機関等と連携

医療機関・薬局



データ連携により、医療事務コストが削減できる！

患者



マイナンバーカード1枚で受診可能になり、利便性が向上！

補助内容のご案内

病院においては、以下のいずれかの改修を選択して、補助金を受給することができます。

- ①医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するためのレセコンの改修
- ②医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するとともに、マイナ診察券で受付を行うためのレセコン等の改修
- ③マイナ診察券で受付を行うためのレセコン等の改修

事務コストの削減が期待できますので、是非このタイミングでのレセコンの改修をご検討ください。

①医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得！

- 医療費助成のオンライン資格確認については、令和8年3月末時点で、**全国622自治体（41都道府県、581市町村）が参加しています。**また、**全国約6.9万の医療機関・薬局において、レセコン改修が完了しています。**
 - ※一度改修いただければ、参加自治体や受給者証の種類が増える都度の追加改修は必要ありません。
 - ※参加自治体の一部は、今後、医療機関との医療費助成情報を連携開始予定。
- 運用を開始している自治体名や対応する受給者証の種類についてはデジタル庁HP（下部QRコード左参照）で、運用予定については厚労省HP（下部QRコード右参照）をご確認下さい。
- オンライン資格確認の実施に当たってのレセコン改修への補助金は下記のとおりです。

補助額

（※千円未満切捨て）

28.3万円を上限に補助

（事業費56.6万円を上限にその1/2を補助）

詳しくはこちら

医療費助成のオンライン資格確認運用開始自治体の一覧はこちら

<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub/progress>

<デジタル庁HP>



医療費助成のオンライン資格確認の運用を予定している自治体の一覧はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/josai.html

<厚労省HP>





②医療費助成の受給者情報をオンラインで取得するとともに、マイナ診察券で受付ができる！ (マイナンバーカード)

- ・レセコン・再来受付機等の改修等により、医療費助成の受給者証と診察券の両方の機能をマイナンバーカードに一体化できます。この場合のレセコン・再来受付機等の改修等への補助金は下記のとおりです。 ※診察券の廃止までは、要件ではありません。

補助額 (※千円未満切捨て)	①再来受付機等の改修を含む※	60.0万円を上限に補助 (事業費120万円を上限にその1/2を補助)
	②再来受付機等の改修を含まない	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

※再来受付機は、改修だけではなく、購入した際のオプション費用も補助の対象になります。



③マイナ診察券で受付ができる！ (マイナンバーカード)

- ・レセコンの改修等により、診察券の機能をマイナンバーカードに一体化できます。診察券利用に伴うレセコン改修等への補助金は下記のとおりです。 ※診察券の廃止までは、要件ではありません。

補助額 (※千円未満切捨て)	①再来受付機等の改修を含む※	60.0万円を上限に補助 (事業費120万円を上限にその1/2を補助)
	②再来受付機等の改修を含まない	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

※再来受付機は、改修だけではなく、購入した際のオプション費用も補助の対象になります。

申請手続きに係る共通事項のご案内

医療費助成の受給者証と診察券利用に伴う改修は**別々の機会に実施することも可能**ですが、その場合でも、**申請は一括**で行っていただくをお願いします。(一体的な申請手続きを行う観点から、複数回の申請は認められません。また、その場合の補助額は上記②に記載の通り、再来受付機等の改修を含む場合は60.0万円、再来受付機等の改修を含まない場合は28.3万円となります。)

申請期間	2026年(令和8年)5月15日～2026年(令和8年)9月30日 ※昨年度より申請期間が短いため、改修が完了し、申請書類がご準備できましたら、お早めの申請をお願いします。 ※申請期間以前に改修を行った場合も対象となります。
申請方法	医療機関等向け総合ポータルサイトで申請して下さい
必要書類	申請に必要な書類は以下3点です ① 領収書 ② 領収書内訳書 ③ システム改修に係るチェックシート(ベンダーに記入してもらってください) ※詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトよりご確認ください



補助金の申請手続きは以下から行うことができます



医療機関等向け総合ポータルサイト 補助金案内ページ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011504



■医療機関等向け総合ポータルサイト

URL : <https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

■お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター(通話無料)

0800-080-4583 月曜日～金曜日：8:00～18:00(祝日除く)
土曜日：8:00～16:00(祝日除く)

